

とくていひ えいり かつどうほうじん  
特定非営利活動法人 みつばちの家

きょうどうせい かつえんじょ じゅうようじこうせつめいしょ  
共同生活援助 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意  
いただきたいことを説明するものです。

みつばちの家は、入居者に対して共同生活援助サービスを提供します。

じぎょうしゃ  
1. 事業者

めい しょう 名称	とくていひ えいり かつどうほうじん 特定非営利活動法人 みつばちの家
しょざいち 所在地	ぎふけん せきしもの ほかみ 岐阜県関市下之保上タラキ 5105
だいひょうしゃ 代表者	りじちよう さわい もとみつ 理事長 澤井 基光
でんわばんごう 電話番号	0575-36-1010

じぎょうしょ  
2. 事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していきょうどうせい かつえんじょ じぎょうしょ 指定共同生活援助事業所 へいせい ねん がつ にち してい 平成28年9月1日指定
じぎょうしょ もくてき 事業所の目的	にゅうきょしゃ たい きょうどうせい かつ いとな じゅうきょ 入居者に対し、共同生活を営む住居におい て、かじ など にちじょう せい かつ じょう しえん しょくじ 家事等の日常生活上の支援や食事、 にゅうよく はいせつ など かいご ひつよう おう ていきょう 入浴、排泄等の介護を必要に応じて提供しま す。
めい しょう 名称	みつばちホーム 富加
しょざいち 所在地	ぎふけん かもぐんとみかちようゆうだ ばんち 岐阜県加茂郡富加町夕田292番地2
でんわばんごう 電話番号	0574-54-1571

かんりしゃ 管理者	きしおか りえ 岸岡 里江
サービスかんりせきにんしゃ 管理責任者	きしおか りえ 岸岡 里江
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
うんえいほうしん 運営方針	うんえいきてい 運営規程による
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成28年9月1日
りようていいん 利用定員	めい 5名
バックアップしせつ 施設	しゃかいふくしほうじん みたにかい 社会福祉法人 美谷会

### 3. みつばちホームの概要

#### (1) 構造

	みつばちホームとみか 富加
こうぞう 構造	もくぞう だて 木造2階建
しきちめんせき 敷地面積	240 <sup>へいほうめーとる</sup> m <sup>2</sup>
のべゆかめんせき 延床面積	268.41 <sup>へいほうめーとる</sup> m <sup>2</sup>

#### (2) 居室

みつばちホームとみか 富加	
こしつ ようしつ 個室(洋室)	6.6畳 5室

※ 利用者の心身の状況や居室の空き状況などによりご希望に添えない場合もあります

(3) 居室以外の施設設備の概要

	みつばちホーム <sup>とみか</sup> 富加
だいどころ 台所	しつ 1室
よくしつ 浴室	しつ 2室
せんめんじょ 洗面所	しよ 2か所
トイレ	しつ 5室

(4)

4. 職員の配置状況

しよくしゆ 職種	じようきん 常勤	ひじようきん 非常勤	きんむたいせい 勤務体制
かんりしゃ 管理者	めい 1名		せいかつしえんいんけんむ 生活支援員兼務  じ 9時～18時  じ 9時～13時
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	めい 1名		じ 14時～18時
せわにん 世話人		めい 4名	じ ふん 6時30分～9時15分  じ 8時30分～11時30分  じ 16時～20時  じ 14時30分～17時30分

※ 利用者の生活の状況などにより変更する場合があります

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護給付費から給付されるサービス

かいごきゅうふひ ていきょう ないよう い か とお  
介護給付費で提供するサービスの内容は以下の通りです。

にゆうきよしや ここじん ていきょう ないよう こべつしえん  
なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、個別支援

けいかく もと  
計画に基づくものとします。

### ① 基本的な生活に関わる支援

しょくじ えいよう にゆうきよしや しんたい じょうきょう しこう こうりよ しょくじ ていきょう  
食事・・・栄養のバランス、入居者の身体の状況や嗜好を考慮した食事の提供

おこな  
を行います

ちょうり つね せいけつ あんぜん はいりよ ちょうり  
調理・・・常に清潔・安全に配慮して調理をします

せんたく せいそう にゆうよく はいせつ せいようなど にゆうきよしや じょうきょう おう てきせつ しえん かい  
洗濯・清掃・入浴・排泄・整容等・・・入居者の状況に応じて、適切な支援・介

じょ おこない  
助を行います

### ② 日中活動に関わる支援

にっちゅうかつどう さき れんらく ちょうせい はか みっせつ れんけい たも  
日中活動先との連絡・調整を図り、密接な連携を保つようにします

### ③ 社会生活に関わる支援

きんせんかんり にちじょうせいかつ かか そうだん しえんなど にゆうきよしや じょうきょう おう てきせつ  
金銭管理、日常生活に関わる相談・支援等・・・入居者の状況に応じ、適切な

しえん  
支援をします

## (2) 利用料金

かいごきゅうひしきゅう ともなうりようしや じ こふたんがく じゅきゅうしやしょう きさい がく  
介護給費支給に伴う利用者自己負担額・・・受給者証に記載の額

やちん えん  
家賃 17,000円

こうねつすいひ えん ほんとし せいさん  
光熱水費 20,000円(半年ごとに精算)

しょくひ えん ほんとし せいさん  
食費 25,000円(半年ごとに精算)

にちようひんひ じっぴ  
日用品費 実費

た にちじょうせいかつひ じっぴ  
その他日常生活費 実費

※ たてもの しゅうぜん しゅうり ひつよう ばあい ひよう ふたん ばあい  
建物の修繕・修理が必要な場合は費用をご負担いただく場合があります。

### (3) りようりようきん し はら ほうほう 利用料金のお支払い方法

りようりようきん かげつ けいさん せいきゅう  
利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求します。

しはらい まいつき にち よくげつぶん じ どう ひ お  
支払は毎月27日に翌月分を自動引き落としとさせていただきます。

りよう きんゆうきかん じゅうろくぎんこう せきしてん  
ご利用できる金融機関は 十六銀行 関支店です。

げんきん しはら  
現金による支払いもできます。

### 6. きょうりよくいりようきかん 協力医療機関について

どうじぎょうしょ りようしゃ けんこうかんり つぎ いりようきかん きょうりよく いらい  
当事業所では利用者の健康管理のために次の医療機関に協力を依頼していま  
す。なお、かかりつけ医への受診もできます。

きょうりよくいりようきかん ちゅうのうこうせいびょういん  
協力医療機関 中濃厚生病院

し か きょうりよくいりようきかん あまいけし か いいん  
歯科協力医療機関 天池歯科医院

### 7. きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応について

ていきょうちゆう りようしゃ きゅうびょうとう ばあい すみ ほごしゃ れんらく びょういん  
サービス提供中に、利用者が急病等になった場合、速やかに保護者に連絡をし病院  
につ い どう ひつよう そち おこな  
に連れて行く等の必要な措置を行います。

### 8. じ こ はっせいじ たいおう 事故発生時の対応について

りようしゃ たい ていきょう じ こ はっせい ばあい とどうふけん しちようそん りよう  
利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用  
しゃ かぞくとう れんらく ひつよう そち  
者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置をします。

また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行います。

## 9. 非常災害時の対応

別に定める防災マニュアルにより対応します。

## 10. 要望、苦情及び虐待に関する相談窓口について

### (1) 当事業所における相談窓口

利用者相談窓口担当者 管理者 岸岡 里江

受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前10時～午後4時

苦情・虐待などの解決責任者 理事長 澤井 基光

### (2) 行政機関その他相談窓口

関市役所 福祉政策課

電話 0575-23-9032

## 11. 入居に当たりご準備いただきたいもの

居室で使用されるエアコン、テレビ、寝具、その他の日用品をご準備下さい。

カーテン、カーペットなどを使用される場合は、難燃性のものをご準備下さい。

なお、貴重品はご自身で管理して下さるようお願いいたします。ご自身での管理が

難しい方は預かり金管理サービスがありますのでお申し込み下さい。

12. 入居にあたって守っていただきたいこと

みつばちホームは、仲間と一緒に暮らす家です。仲間と協力して、楽しく暮らすことができるよう、次のことを守ってください。

(1) タバコは、決められた場所で吸ってください。個人の部屋での喫煙は絶対にしないで下さい。

(2) お酒は節度を守り、他の人に迷惑がかかるような飲み方はしないで下さい。

(3) 他の利用者や従業員に対して、暴力をふるわないで下さい。

(4) 集団生活のルールを守り、他の利用者に迷惑をかけないようにして下さい。

(5) 以上のことが守れない場合には、ホームから退居していただく場合があります。

上記の契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し、各自その1通を保管するものとします。

私は、本書面に基<sup>づ</sup>いて事業所職員（職名  氏名 ）

から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和  年  月  日

ご 利 用 者  住 所  〒

氏 名

印

ほんにん い し かくにんおよ ほんにん きにゆう むずか ばあい か き せいねんこうけんにとう  
本人の意志確認及び本人による記入が難しい場合は、下記に成年後見人等がご

きにゆうくだ  
記入下さい。

りようしゃ せいねんこうけんにとう  
ご利用者の成年後見人等

じゅう しょ  
住所 〒

し めい  
氏名

印

ぞく がら  
続柄

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ かん ていきょう じょうき じゅうようじこう  
共同生活援助事業所に関するサービスの提供にあたり、上記のとおり重要事項

せつめい  
について説明いたしました。

じぎょうしょ  
事業所

じゅう しょ  
住所 〒501-3521

ぎふけんせきししものほかみ  
岐阜県関市下之保上タラキ5105

めい しょう  
名称

とくていひ えいり かつどうほうじん いえ  
特定非営利活動法人みつばちの家

きょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ  
共同生活援助事業所

みつばちホーム 富加 とみか

せつめいしゃ  
説明者

印